令和4年5月19日 課 名 教育委員会事務局生涯学習課 担当者 課長 桑原 内 線 5010

たけはら美術館の博物館登録取消について

1 要旨・目的

たけはら美術館について, 博物館登録の取消を行った。

2 現状・背景

たけはら美術館は、博物館法(以下「法」という。)第12条第4号に規定する「一年を通じて150日以上開館すること」という登録博物館の要件を欠くことから、法第14条第1項の規定による博物館登録の取消を行った。

3 概要

(1) 対象者

たけはら美術館(竹原市中央五丁目6番28号) 設置者:竹原市

(2) 経緯

平成7月8月11日 博物館登録

令和2年4月 1日 空調設備の老朽化により休館

令和4年3月 1日 令和4年4月1日以降も引き続き休館(再開時期未定)の連絡

※法第14条第1項但し書きに「博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至った場合においては、その要件を欠くに至った日から二年間はこの限りでない」とあり、令和4年3月31日をもって休館から二年間を経過するため、取消を行うこととする。

令和4年4月12日 県から竹原市教育委員会に博物館登録取消に係る聴聞の実施に ついて通知

令和4年4月13日 竹原市教育委員会から聴聞の機会を放棄する旨の届出書が提出令和4年5月11日 教育委員会会議で審議,取消決定

(3) 根拠法令

ア 博物館登録の要件 法第 12 条

イ 博物館登録の取消

法第14条第1項

博物館の登録に関する規則第3条第1項